

重要経済安保情報と特定秘密の比較

特定秘密保護法別表4類型

- ・防衛 ・スパイ防止
- ・外交 ・テロ防止

重要経済基盤保護情報

- 例・重要インフラ
- ・サプライチェーン
- ・安保共同開発 等

トップシークレット級
シークレット級

漏えいすれば「著しい支障」

特定秘密

(国の存立に関わる)

(重要経済安保情報)

トップシークレット、シークレット級の経済安保上の重要情報は**特定秘密保護法の運用基準見直し**で対応？

コンフィデンシャル級

漏えいすれば「支障」

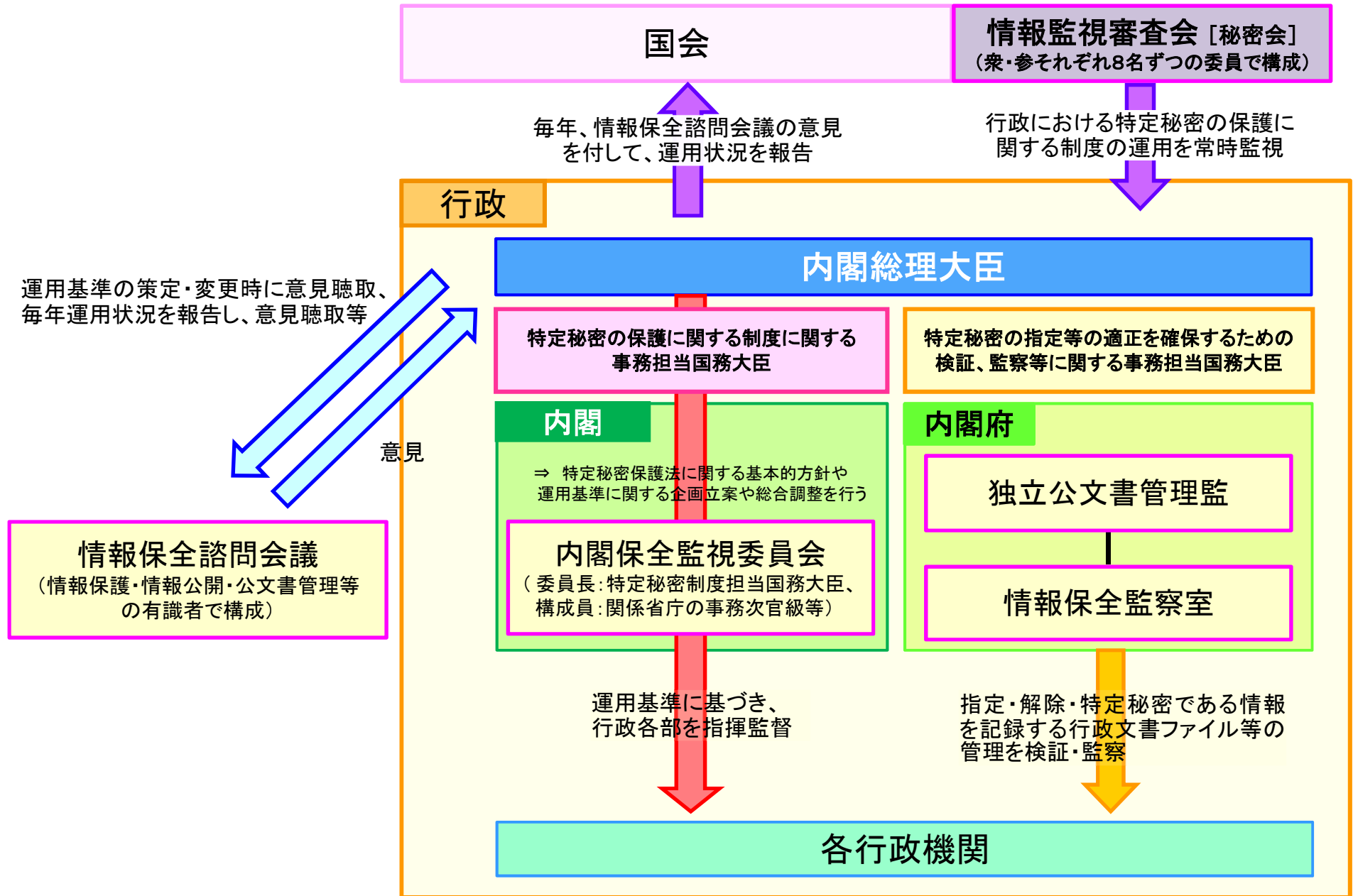
省秘

重要経済安保情報

コンフィデンシャル級の経済安保上の重要情報の保護は**新法**で対応

機
微
度

【参考】特定秘密保護法の適正な運用を確保するための仕組み(イメージ)



「特定秘密保護法」と「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」との比較

(条文は引用ではない場合がある。ゴシック体の箇所は主な相違点)

主な項目	特定秘密保護法	重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案
保護の対象とする情報の要件		
対象とする情報の要件	<p>① 当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、</p> <p>② 公になっていないもののうち、</p> <p>③ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの (特別防衛秘密を除く) (第3条第1項)</p>	<p>① 当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であって、</p> <p>② 公になっていないもののうち、</p> <p>③ その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの (特別防衛秘密・特定秘密を除く) (第3条第1項)</p>
要件①で掲げられている情報の範囲	<p>別表に掲げる事項に関する情報(第3条第1項)とは、以下のとおり。</p> <p>① 防衛に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究 ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究 ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量 ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法 ト 防衛の用に供する暗号 チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法 リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法 ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(へに掲げるものを除く。) <p>② 外交に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針(①イ若しくはニ、③イ又は④イに掲げるものを除く。) ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報(①ロ、③ロ又は④ロに 	<p>重要経済基盤保護情報(第3条第1項)とは、重要経済基盤(重要なインフラの提供体制、重要な物資のサプライチェーン)に関する以下の情報をいう。</p> <p>① 外部から行われる行為から保護するための措置又はその計画・研究</p> <p>② 脆弱性、革新的な技術等の重要な情報であって安全保障に関するもの</p> <p>③ ①の措置に関し収集した外国の政府・国際機関からの情報</p> <p>④ ②③に掲げる情報の収集整理又はその能力 (第2条第3項・第4項)</p>

主な項目	特定秘密保護法	重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案
	<p>掲げるものを除く。） ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力 ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号</p> <p>③ 特定有害活動の防止に関する事項</p> <p>イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号</p> <p>④ テロリズムの防止に関する事項</p> <p>イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ テロリズムの防止の用に供する暗号</p> <p>【衆議院修正により別表に掲げる事項を明確化】</p>	
雑則		
運用基準に基づく指定等の運用状況の報告	内閣総理大臣は、毎年、運用基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を有識者に報告し、その意見を聴かなければならない。(第18条第3項)【衆議院修正により追加】	(該当する規定なし)
内閣総理大臣の指揮監督等	内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、運用基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密	内閣総理大臣は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定が運用基準に従って行われていることを確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、重要経済安保情報である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定について必要な勧告をし、又はその勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

主な項目	特定秘密保護法	重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案
	<p>の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができる。</p> <p>(第 18 条第 4 項)【衆議院修正により追加】</p>	(第 18 条第 3 項)
国会への報告等	<p>政府は、毎年、第 18 条第 3 項による有識者の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。(第 19 条)【衆議院修正により追加】</p>	(該当する規定なし)
附則		
指定・解除の適正の確保	<p>政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>(附則第 9 条)【衆議院修正により追加】</p>	(該当する規定なし)
国会に対する提供・国会における保護措置の在り方	<p>国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(附則第 10 条)【衆議院修正により追加】</p>	(該当する規定なし)

○行政文書の管理に関するガイドライン(令和4年2月7日内閣総理大臣決定)(抄)

第10 秘密文書等の管理

- 1 特定秘密である情報を記録する行政文書の管理
特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に關し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第11条第1項の規定に基づき定められた○省特定秘密保護規程に基づき管理するものとする。
- 2 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)の管理

(1) 秘密文書は、次の種類に区分し、指定する。
極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書
秘密文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書

- (2) 秘密文書の指定は、極秘文書については各部署長が、秘密文書については各課長が期間(極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。(3)において同じ。)を定めてそれぞれ行うものとし(以下これらの指定をする者を「指定者」という)、その指定は必要最小限にとどめるものとする。
- (3) 指定者は、秘密文書の指定期間(この規定により延長した指定期間を含む。以下同じ。)が満了する時において、満了後も引き続き秘密文書として管理を要するものとする。また、指定期間は、通じて当該行政文書の保存期間を超えることができないものとする。
- (4) 秘密文書は、その指定期間が満了したときは、当該指定は、解除されたものとし、また、その期間中、指定者が秘密文書に指定する必要があるなくなったと認めるときは、指定者は、速やかに秘密文書の指定を解除するものとする。
- (5) 指定者は、秘密文書の管理について責任を負うものを秘密文書管理責任者として指名するものとする。
- (6) 秘密文書は、秘密文書を管理するための簿冊において管理するものとする。
- (7) 秘密文書には、秘密文書と確認できる表示を付すものとする。
- (8) 総括文書管理者は、秘密文書の管理状況について、毎年度、〇〇大臣に報告するものとする。
- (9) 他の行政機関に秘密文書を提供する場合には、あらかじめ当該秘密文書の管理について提供先の行政機関と協議した上で行うものとする。
- (10) 総括文書管理者は、この訓令の定めを踏まえ、秘密文書の管理に關し必要な事項の細則を規定する秘密文書の管理に關する要領を定めるものとする。